省　令

○経済産業省令第五十七号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保安規程） **第四十条**　法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 一～九　（略） 十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、高年齢者である鉱山労働者に対する危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容 十一・十二　（略） 2　（略）	（保安規程） **第四十条**　法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 一～九　（略） 十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容 十一・十二　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第四十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～八十八　略］ ［号を削る。］ 八十九～百十六　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～八十八　同上］ 八十九　森ビル不動産投資顧問株式会社 九十～百十七　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百五十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなし、この告示の適用の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

様式第一号の二（表面）及び様式第二号の二（表面）中「2.7%」を「2.9%」に改める。

様式第六号（裏面）〔注意〕12中「100分の2.5」を「100分の2.7」に、「100分の2.8」を「100分の3.0」に改める。

様式第六号の二(1)（裏面）〔注意〕16、様式第六号の二(2)（裏面）〔注意〕10、様式第六号の三(1)（裏面）〔注意〕15、様式第六号の三(2)（裏面）〔注意〕10、様式第六号の四(1)（裏面）〔注意〕15及び様式第六号の四(2)（裏面）〔注意〕10中「100分の2.5」を「100分の2.7」に改める。

様式第六号の十二（裏面）〔注意〕13中「40人」を「37.5人」に改める。

○国土交通省告示第七百九十八号

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十八号）附則第二条の規定に基づき、航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

令和八年六月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（令和六年国土交通省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。